

特別定額給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症に関連した緊急経済対策として、「特別定額給付金事業」（国民1人につき10万円を給付）が実施されています。

申請には期限がありますので、お早めに申請をお願いします。

【給付対象者】

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている人
（世帯主の人が申請人および受取人になります）

【給付額】

1人につき10万円

【給付の方法】

原則、世帯主名義の口座に振り込みます。

※世帯主以外の口座に振り込みを希望する人は、代理申請の手続きが必要です。

【申請方法】

いずれかの方法で申請してください。

郵送による申請

町から届いた「特別定額給付金申請書」に振込先口座などの必要事項を記入の上、身分証明書（免許証・健康保険証など）と通帳の写しを添付してご返送ください。

オンライン申請

（マイナンバーカードが必要です）

マイナポータル専用サイト『ぴったりサービス』から手続きをお願いします。

マイナポータル
「ぴったりサービス」の
QRコードはこちら ⇒



※申請につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上記の方法で申請いただきますよう、ご協力をお願いします。

【申請期限】

令和2年8月14日（金）まで

●手続きに関する問い合わせ先

まちづくり課 企画調整係 78-3239

●オンライン申請に関する問い合わせ

特別定額給付金コールセンター 0120-260020
（午前9時～午後6時30分）